

静岡大学城北地区構内交通規制要項

(目的)

第1 この要項は、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、もって構内における交通事故及び騒音の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 自動車 自動二輪車を除く自動車をいう。
- (2) 車両 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。
- (3) 二輪車 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

(車両乗り入れ規制区域の設定)

第3 構内に、別図1のとおり車両乗り入れ規制区域（以下「規制区域」という。）を設ける。

- 1 静岡大学城北地区交通対策委員会要項第2条に基づき、この要項を定め、もって城北地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、構内における教育研究環境の保全を期すると共に、歩行者の安全と交通事故を防止することを目的とする。
- 2 構内への車両（軽車両を除く。以下同じ。）の乗り入れは、次の各号に掲げたものを除き、これを禁止する。
 - (1) 本学の公用車両
 - (2) 本学教職員、学生及び生活協同組合職員等の職員の通勤・通学用車両で、別に定める規定に基づき許可された車両
 - (3) 納品、工事関係車両その他本学が特に許可した車両
 - (4) 緊急車両・バス・タクシー・郵便車等の車両
- 3 前項(2)及び(3)により乗り入れを許可された車両は、構内においては常に許可証（原動機付自転車を含む自動二輪車はステッカー、以下同じ）をよく見えるところに表示しなければならない。
- 4 乗り入れを許可された車両は構内において、交通対策委員会が定める事項を順守するほか、次の事項を順守しなければならない。
 - (1) 構内への進入は指定された進入口に限ること。
 - (2) 守衛室前では一旦停止し、許可証を呈示すること。
 - (3) 歩行者の通行を最優先させること。
 - (4) 交通標識に従い、時速20km以下で静かに走行すること。
 - (5) 許可された駐車場以外に駐車及び停車しないこと。
 - (6) 構内の移動には、車両（自転車を含む。）を使用しないこと。
- 5 この事項に違反した者に対して、委員会は、許可の取り消し、措置に要する諸経費の請求、その他必要な措置を行うものとする。
- 6 この要項の実施に必要な事項は、委員会が別に定める。